

静岡県人事委員会は、静岡県に公平委員会事務を委託した地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月18日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則14-190

静岡県に公平委員会事務を委託した地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

静岡県に公平委員会事務を委託した地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（静岡県人事委員会規則14-2）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表		別表	
1 下田市		1 下田市	
機関	職	機関	職
(略)		(略)	
市長部局	課長、 <u>統合政策課参事</u> 、係長 (秘書、人事、給与、サービス又は予算を担当する者に限る。)、主査、主事(主査及び主事にあつては、人事、給与又はサービスを担当する者に限る。)	市長部局	課長、係長(秘書、人事、給与、サービス又は予算を担当する者に限る。)、主査、主事(主査及び主事にあつては、人事、給与又はサービスを担当する者に限る。)
(略)		(略)	
2 裾野市		2 裾野市	
機関	職	機関	職
議会事務局	局長	議会事務局	局長、 <u>副参事</u>
(略)		(略)	
3～10 (略)		3～10 (略)	
11 小山町		11 小山町	
機関	職	機関	職
(略)		(略)	
町長部局	部長、局長、部長代理、専門監、技監、課長、参事、課長補佐、副参事、主任(課長補佐、副参事及び主任にあつては、人事、給与、サービス又は予算を担当する者に限る。)	町長部局	<u>理事</u> 、部長、局長、部長代理、専門監、技監、課長、参事、課長補佐、副参事、主任(課長補佐、副参事及び主任にあつては、人事、給与、サービス又は予算を担当する者に限る。)

(略)	(略)																
12・13 (略)	12・13 (略)																
14 森町	14 森町																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>病院</td> <td>院長、副院長、<u>総婦長</u>、事務局長、次長、課長、課長補佐、係長（課長補佐及び係長にあつては、人事、給与又は服務を担当する者に限る。）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関	職	(略)		病院	院長、副院長、 <u>総婦長</u> 、事務局長、次長、課長、課長補佐、係長（課長補佐及び係長にあつては、人事、給与又は服務を担当する者に限る。）	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>病院</td> <td>院長、副院長、<u>看護部長</u>、事務局長、次長、課長、課長補佐、係長（課長補佐及び係長にあつては、人事、給与又は服務を担当する者に限る。）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関	職	(略)		病院	院長、副院長、 <u>看護部長</u> 、事務局長、次長、課長、課長補佐、係長（課長補佐及び係長にあつては、人事、給与又は服務を担当する者に限る。）	(略)	
機関	職																
(略)																	
病院	院長、副院長、 <u>総婦長</u> 、事務局長、次長、課長、課長補佐、係長（課長補佐及び係長にあつては、人事、給与又は服務を担当する者に限る。）																
(略)																	
機関	職																
(略)																	
病院	院長、副院長、 <u>看護部長</u> 、事務局長、次長、課長、課長補佐、係長（課長補佐及び係長にあつては、人事、給与又は服務を担当する者に限る。）																
(略)																	
15～24 (略)	15～24 (略)																
25 相寿園管理組合																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相寿園</td> <td>事務局長</td> </tr> </tbody> </table>	機関	職	相寿園	事務局長													
機関	職																
相寿園	事務局長																
<u>26～33</u> (略)	<u>25～32</u> (略)																

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。